

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

史跡由義寺跡は、大阪府八尾市東弓削3丁目に所在する、弓削氏の氏寺として飛鳥時代後期頃に創建された古代寺院（弓削寺）を前身とし、奈良時代後半の称徳天皇による西京造営に伴い官営寺院として塔が造営されたと考えられてきた。当該期における政治・社会情勢を反映し、称徳天皇と道鏡による政策を知る上でも重要な寺院である。

『続日本紀』によると、この地は称徳天皇と道鏡により造営が進められた由義寺や由義宮を中心とする西京（※）のあった地とされてきたが、長らく幻の寺院・宮であった。しかし、平成29（2017）年2月に、東部大阪都市計画事業・曙川南土地地区画整理事業（以下「区画整理事業」という。）に伴う発掘調査により、奈良時代の大量の瓦と塔の基壇と考えられる正方形の土壇が発見され、由義寺の存在が明らかになった（由義寺の詳細は第3章を参照）。

平成29（2017）年11月17日、国の文化審議会の答申を経て、平成30（2018）年2月13日付で国史跡に指定された。そして、平成31（2019）年3月に発見された塔基壇を中心として史跡指定地の公有化を行った。

八尾市では、市内史跡（文化財保護法第109条に規定する史跡）の保存及び活用に関する事項を調査、審議するため、八尾市史跡保存活用審議会を設置した。本審議会の指導のもと、史跡を適切に保存・管理するとともに、将来の活用、整備につなげることを目的に『史跡由義寺跡保存活用計画』（以下「保存活用計画」とする。）を令和2（2020）年3月に策定し、令和3（2021）年3月19日に文化庁の認定を受けた。

本計画は、「保存活用計画」で示した保存活用の基本方針や整備の方向性等に基づき、史跡由義寺跡における整備の基本的な計画を示すものである。

※「さいきょう」、「にしのみやこ」、「にしきょう」と読めるが、読みについては諸説があり、定まっていない（『完訳注釈続日本紀』・『日本国語大辞典』ほか）が、本計画では「さいきょう」と読むこととする。



図1-1 高安山の麓で発見された塔基壇

第2節 計画の目的

(1) 計画の目的

史跡由義寺跡を適切に保存・活用していくため、「保存活用計画」を策定（令和3（2021）年3月19日文化庁認定）し、計画内で整備の基本方針と方向性を示した。

本計画は、「保存活用計画」をふまえ、史跡由義寺跡の本質的価値を保存し、その価値を伝えるための整備と多様な活用を進めるための具体的な方法を定めることを目的とする。

由義寺では、発見された塔基壇以外にも寺院を構成した遺跡（遺構・遺物）が広がっていると考えられ、本計画の対象範囲は、史跡指定地を基本とするが、由義寺の将来的な保存や活用に向けて周辺地域も計画に含める。由義寺等の定義については「保存活用計画」で定めており、本計画においても踏襲する。

(2) 本計画における「史跡由義寺跡」の定義と対象区域

本計画における「史跡由義寺跡」及び関連する用語を、「保存活用計画」第1章第2節「(2) 保存活用計画における「史跡由義寺跡」の定義と対象区域」を踏襲し、下記のとおりとする。

- ・「史跡由義寺跡」(①)＝国史跡の指定範囲（狭義の由義寺）※「由義寺」(②)に含まれる。
- ・「由義寺」(②)＝古代寺院の由義寺としての、未確認を含む寺域全体の範囲（広義の由義寺）
- ・「弓削寺」(③)＝弓削氏の建立とされ、由義寺に改称・発展する寺院

由義寺の塔基壇の下層で見つかった基壇については、前身寺院の弓削寺の建物とみられ、弓削寺の境内地を由義寺が引き継いでいる可能性がある。

- ・「由義寺関連遺跡群」(②+③+④)＝由義寺を中心として由義宮を含む遺跡を総称

なお、「史跡由義寺跡」のみならず、周辺の地域に広がっていると考えられる「由義寺」、さらに由義宮を含めた「由義寺関連遺跡群」を将来保存すべき範囲として検討する。

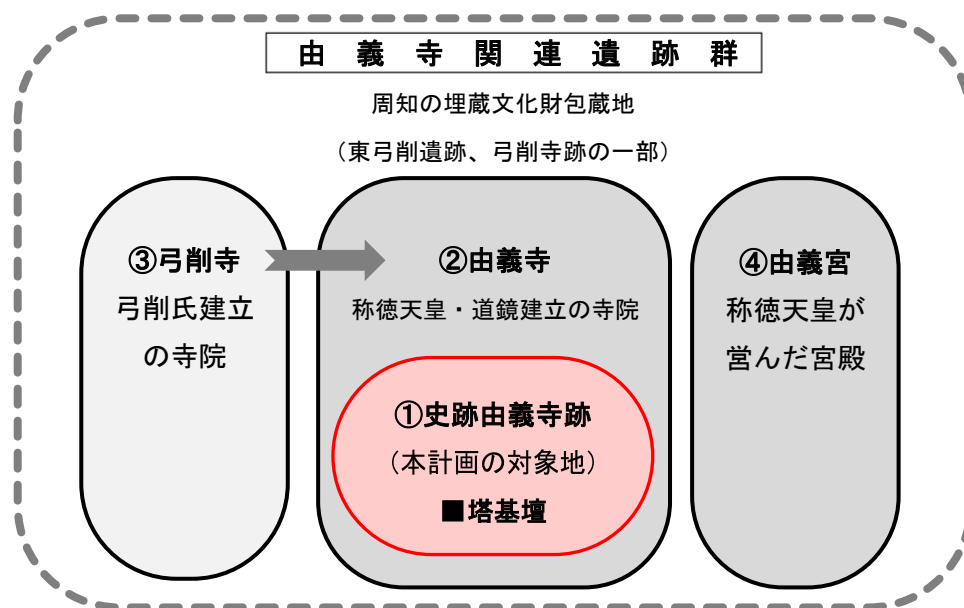


図 1-2 本計画における由義寺の定義の概念図

第3節 計画の対象区域

本計画では、史跡指定範囲（10,485.93 m²）に加えて、南側に隣接する都市公園（東弓削三丁目公園：1,329.47 m²）の範囲との一体的な活用を図るために、下図に示す区域を対象とする。
（地理的位置については、第2章「第1節地理的環境」参照）

なお、今後の調査研究の結果により、史跡の追加指定が行われた場合など保存・活用すべき範囲が新たに加わった場合、必要に応じて計画の対象区域に加えることを検討する。

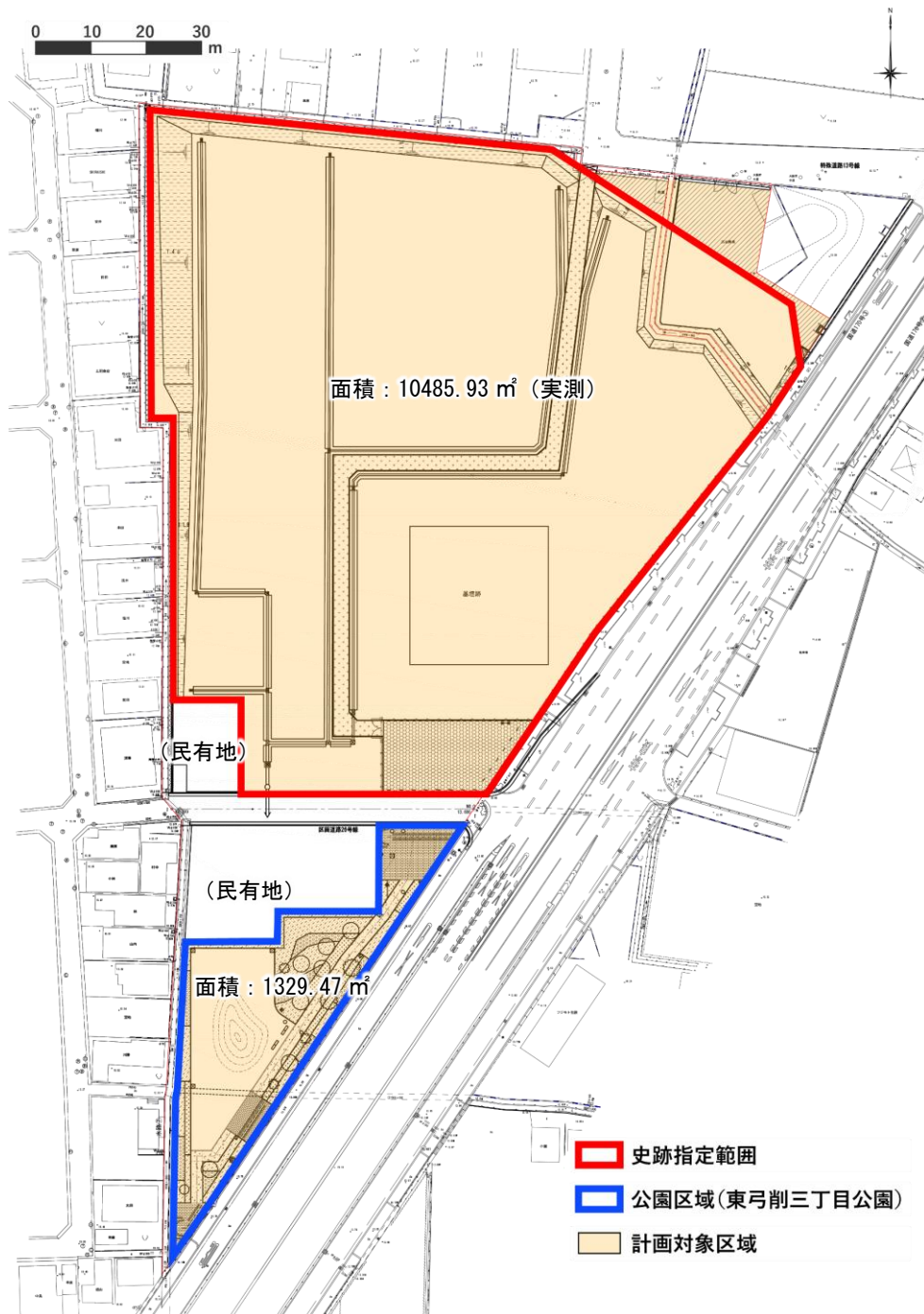


図1-3 本計画の対象区域

第4節 審議会の設置・経緯

(1) 八尾市史跡保存活用審議会の設置

『史跡由義寺跡整備基本計画』の策定にあたっては、八尾市の史跡の保存及び活用に関する事項の調査、審議を行う「八尾市史跡保存活用審議会」において、令和2年度から令和4年度にかけて計7回の審議会を行った。

■八尾市史跡保存活用審議会

会長	菱田哲郎	京都府立大学 文学部	教授
副会長	瀧浪貞子	京都女子大学	名誉教授
	吉川真司	京都大学 文学部	教授
	網 伸也	近畿大学 文芸学部	教授
	長友朋子	立命館大学 文学部	教授
	箱崎和久	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 都城発掘調査部	部長
	清野孝之	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 都城発掘調査部	副部長
	山下 彬	曙川東小学校区まちづくり協議会	会長 (令和2年度)
	中野眞也	曙川東小学校区まちづくり協議会	会長 (令和3年度～)

■助言者 (オブザーバー)

文化庁 文化資源活用課 整備部門 (記念物)
大阪府教育庁 文化財保護課

■事務局

[令和2年度] 八尾市教育委員会事務局 教育総務部

中山晶子 教育長 田中淳二 生涯学習担当部長 万代辰司 生涯学習担当次長
(担当課) 文化財課

湊 斎 課長 足立淳志 課長補佐 藤井淳弘 係長 河村 卓 副主査

[令和3年度] 八尾市 魅力創造部

新堂 剛 部長 湊 斎 文化財担当次長
(担当課) 観光・文化財課

南 昌則 課長 富宅敬子 課長補佐 藤井淳弘 係長 河村 卓 副主査

[令和4年度] 八尾市 魅力創造部

新堂 剛 部長

(担当課) 観光・文化財課

南 昌則 課長 西澤昌寿 課長補佐 藤井淳弘 係長 河村 卓 副主査

■計画策定支援

株式会社総合計画機構 担当者 濱口和雄 今井まゆみ 友國慎也 (令和3・4年度)

(所属・肩書等は計画策定時のもの)

(2) 八尾市史跡保存活用審議会を開催経過

■令和2年度第3回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和3（2021）年3月17日（水） 10時～12時

場所：八尾市水道局 2階会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、吉川委員、長友委員、網委員、箱崎委員、清野委員、山下委員

助言者：小泉技師（大阪府教育庁 文化財保護課）

議事：令和3年度 発掘調査計画

史跡由義寺跡整備基本計画の策定について

■令和3年度第1回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和3（2021）年10月4日（月） 10時～11時30分

場所：八尾市水道局 4階会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、長友委員、網委員、箱崎委員、清野委員、中野委員

助言者：小泉副主査（大阪府教育庁 文化財保護課）

議事：令和3年度 史跡由義寺跡発掘調査の成果

史跡由義寺跡整備基本計画の策定（概要）

■令和3年度第2回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和3（2021）年12月20日 10時～11時45分

場所：八尾市役所 西館 502会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、長友委員、網委員、吉川委員、箱崎委員、清野委員、中野委員

助言者：市川主査、北川技師（大阪府教育庁 文化財保護課）

議事：史跡由義寺跡整備基本計画の策定（第1～4章・第5章の一部）

■令和3年度第3回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和4（2022）年3月（書面開催）

議事：史跡由義寺跡整備基本計画の策定（第1～4章・第5章の一部）

■令和4年度第1回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和4（2022）年7月22日（金）

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、長友委員、網委員、清野委員、中野委員

助言者：北川技師（大阪府教育庁 文化財保護課）

議事：史跡由義寺跡整備基本計画の策定（全体）

■令和4年度第2回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和4（2022）年9月30日（金）

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、網委員、吉川委員、中野委員

助言者：木村主査、北川技師（大阪府教育庁 文化財保護課）

議事：史跡由義寺跡整備基本計画の策定（全体）

■令和4年度第3回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和4（2022）年12月18日（日）

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、網委員、箱崎委員、清野委員、中野委員

助言者：木村主査、北川技師（大阪府教育庁 文化財保護課）

議事：史跡由義寺跡整備基本計画の答申

第5節 関連計画との関係

(1) さまざまな計画等との関係

史跡由義寺跡の整備を検討する上で、前提の計画が、八尾市が目指す将来都市像の実現に向けた上位計画の『八尾市第6次総合計画』である。そのなかで、歴史資産(※)は、八尾の新たな魅力^{しおんじやま たかやすせんづか}を高めるものとして、積極的な保存と活用が求められ、心合寺山古墳^{しおんじやま}や高安千塚古墳群^{たかやすせんづか}とともに由義寺跡は、国史跡として保存と活用が進められてきた。

令和4(2022)年7月に八尾市は、八尾市における文化財の総合的な保存・活用のマスタープラン兼アクションプランである『八尾市文化財保存活用地域計画』を作成、認定された。本計画は、市民・地域・行政などの多様な主体が自らまたは協力・連携して、歴史資産を将来にわたって着実に保存・継承し、歴史資産を活かした魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。この基本理念を「歴史資産を活かして拓く わがまちの未来 ～守り・活かし・伝え、次世代に繋げる～」とした。

『八尾市文化財保存活用地域計画』において設定した関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」で、史跡由義寺跡を構成文化財の中心とし(表1-1)、その措置として「国指定史跡由義寺跡及び周辺環境の整備・活用を進める。」としている。この方針に基づき、計画期間内(令和4(2022)年～令和10(2028)年)に史跡由義寺跡等を対象とした5つの措置を位置づけている(図1-4・表1-2)。

本計画は、『八尾市第6次総合計画』と『八尾市文化財保存活用地域計画』における史跡由義寺跡の位置づけを踏まえて、「保存活用計画」に基づき、史跡由義寺跡の具体的な整備方法を示す。

※『八尾市第6次総合計画』において、文化財等の歴史遺産は、活用することによって地域の活性化や郷土愛の醸成に繋がるなど、本市に利益をもたらす経済的効果・価値を有していることから、「歴史資産」と表記している。

表1-1 関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の構成文化財

	名称		名称
1	大聖勝軍寺(未指定)	15	由義寺跡(国指定史跡)
2	木造四天王像(府指定有形)	16	由義寺跡・東弓削遺跡出土遺物(未指定)
3	木造毘沙門天像(府指定有形)	17	弓削神社(東弓削)(未指定)
4	色々威胴丸 兜・広袖付(府指定有形)	18	弓削神社(弓削)(未指定)
5	木造二臂如意輪観音思惟半跏像及び同胎内仏金銅菩薩思惟半跏像(府指定有形)	19	教興寺(未指定)
6	聖徳太子孝養像・二王子立像(市指定有形)	20	垣内共同墓地 石造五輪塔(市指定有形)
7	紙本著色 聖徳太子絵伝(市指定有形)	21	渋川廃寺(渋川天神社)(未指定)
8	絹本著色 馬上太子像(市指定有形)	22	樟本神社(北木の本)(未指定)
9	物部守屋大連墳(未指定)	23	樟本神社(南木の本)(未指定)
10	守屋池(大聖勝軍寺)(未指定)	24	樟本神社(木の本)(未指定)
11	鎬矢塚(未指定)	25	由義神社(未指定)
12	弓代塚(未指定)	26	弁財天塚(未指定)
13	日羅寺(未指定)	27	龍華寺跡(未指定)
14	光蓮寺(稻城跡)(未指定)	28	穴太神社(未指定)

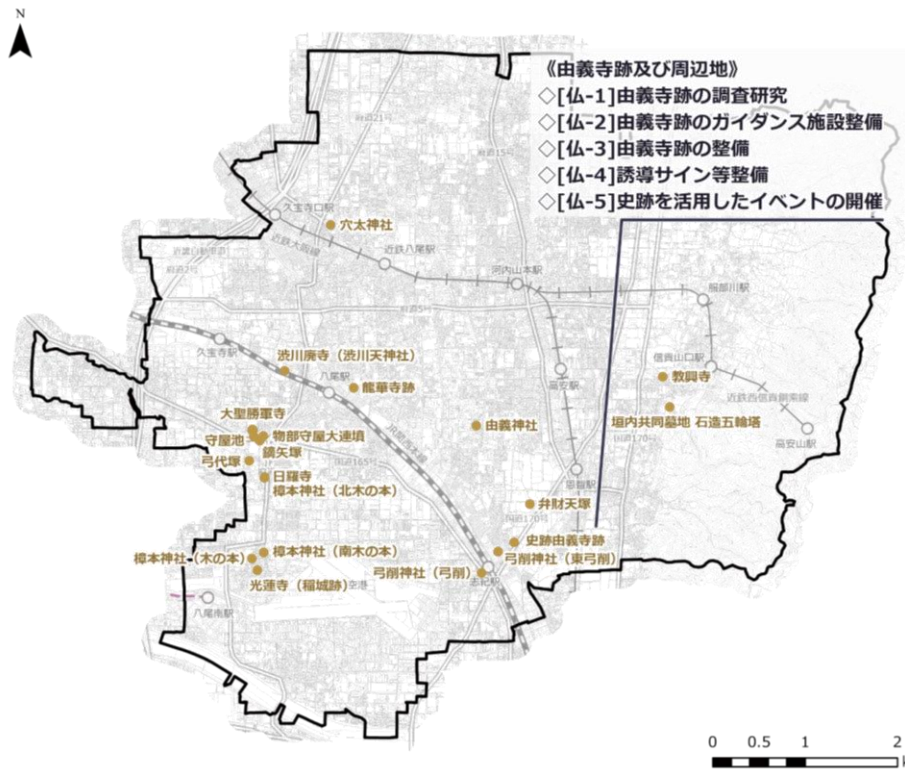


図 1-4 関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の構成文化財の位置
 (『八尾市文化財保存活用地域計画』より引用)

表 1-2 関連文化財群「物部守屋、弓削道鏡の仏教への関わりと寺院の建立」の措置
 (『八尾市文化財保存活用地域計画』を一部修正)

番号	措置名	内容	財源	取組主体	事業期間		
					(短期) 令和4 (2022) ~ 令和5 (2023)	(中期) 令和6 (2024) ~ 令和8 (2026)	(長期) 令和9 (2027) ~ 令和10 (2028)
方向性「国指定史跡由義寺跡及び周辺環境の整備・活用を進める」に関する措置							
仏-1	由義寺跡の調査研究	史跡由義寺跡の指定範囲だけでなく、指定地北側の区域等についての詳細な調査研究を進める。	国、市	市			
仏-2	由義寺跡のガイダンス施設整備	史跡由義寺跡のガイダンスと出土遺物を保管するための施設整備を検討、実施する。	国、市	市			
仏-3	由義寺跡の整備	『由義寺跡保存活用計画』に則り、由義寺跡を市民の学習や憩いの場とするとともに、由義寺の魅力が市内外にさらに伝えられるよう史跡整備を行う。	国、市	市			
仏-4	誘導サイン等整備	由義寺跡や大聖勝軍寺等へのアクセスを促す案内標識や誘導標識の設置を進め、活用を促進する。あわせてピクトグラムの導入について検討、実施する。	国、市	市			
仏-5	史跡を活用したイベントの開催	由義寺跡に関連する時代の衣装や文化を用いたイベントを実施する。	国、市	市、 地域、 事業者			

※3は時期追記・5は継続

(2) 将来の計画

史跡由義寺跡の本整備に向けては、本基本計画で示した事業計画等を踏まえて、令和5年度以降に、基本設計・実施設計を行い、整備の計画を推進する。

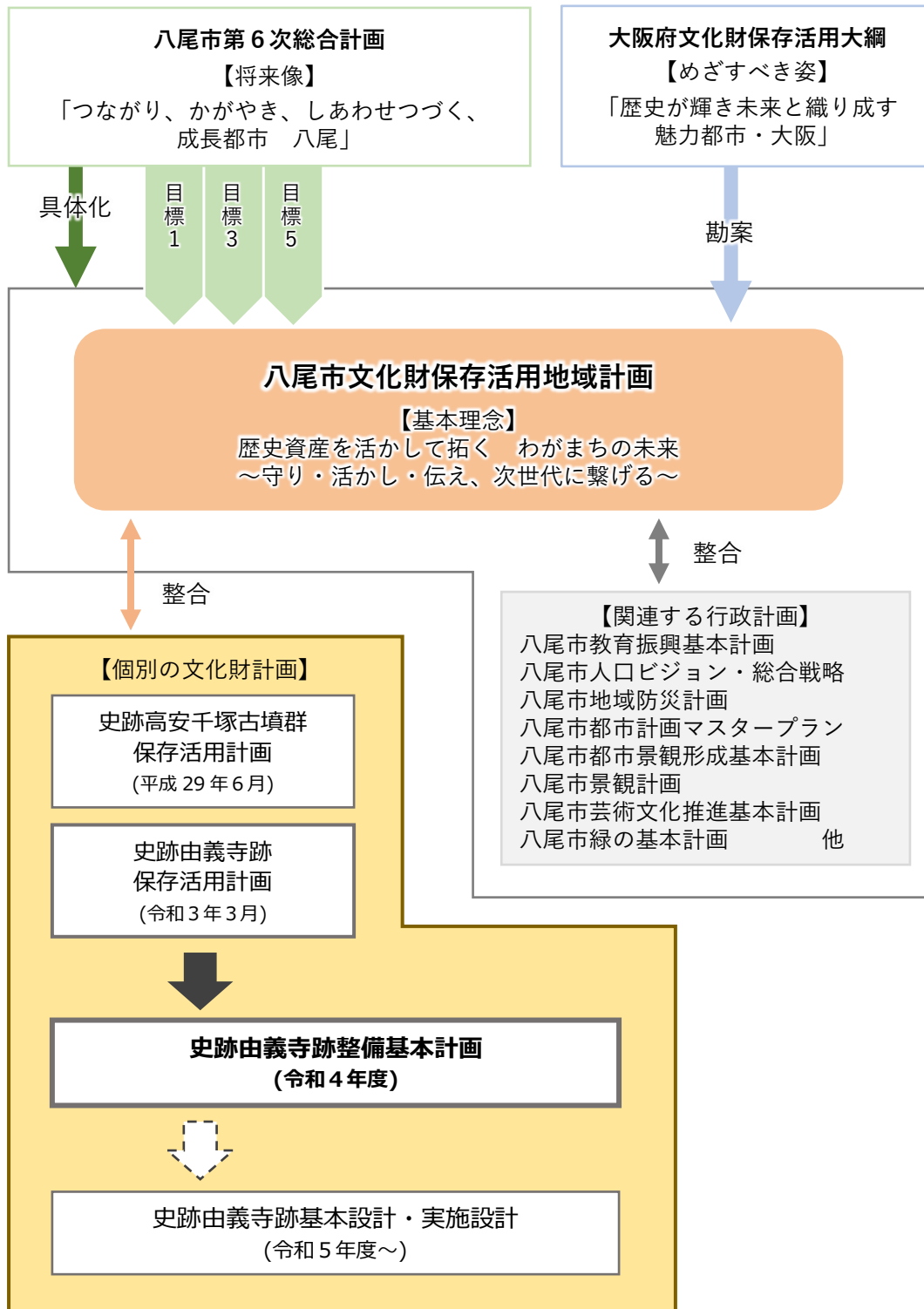


図1-5 史跡由義寺跡に関連する計画との関係